



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)
号外第 66 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 鳥取県議会議員一般選挙において候補者 1 人につき選挙運動に関して支出することができる金額 (47) 2
- 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (48) 2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 47 号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

選挙区	候補者1人につき支出することができる金額
鳥取市	4,920,000 円
米子市	5,013,500 円
倉吉市	5,077,000 円
境港市	5,146,600 円
岩美郡	4,827,300 円
八頭郡	5,035,600 円
東伯郡	4,953,900 円
西伯郡	4,972,400 円
日野郡	4,910,700 円

鳥取県選挙管理委員会告示第 48 号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,867

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数	148,888
鳥取市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	39,870
米子市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	37,704
倉吉市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	13,019
境港市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	10,013
岩美郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	6,972
八頭郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	13,258
気高郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	5,996
東伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	18,091
西伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	14,028
日野郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	5,494